

平成 2 9 年 3 月 1 7 日

建設工事・解体工事に携わる皆様へ

建設工事・解体工事に伴い生ずる廃棄物の適正処理等について（依頼）

日頃より、東京都が推進する廃棄物行政にご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、このたび東京都八王子市における解体工事において、工事を受注した元請業者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 1 4 条第 1 項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業許可を受けていない下請負人に、廃棄物の処理を含む工事一式を委託（丸投げ）し、当該下請負人がこれを受託して、違法に運搬する事案が発生しました。

建設工事・解体工事に伴い生ずる産業廃棄物については、廃棄物処理法第 2 1 条の 3 の規定により、注文者（施主）から直接工事を請け負った元請業者が排出事業者となることが定められていますが、本事案は、元請業者が排出事業者責任に基づき自ら又は他人に委託してその産業廃棄物を適正に処理しなければならないにもかかわらずこれを行なわなかった結果、下請負人が、当該産業廃棄物の処理を自ら違法に行ったものです。

この一連の違反行為により、当該元請業者は廃棄物処理法第 1 2 条第 5 項違反（委託基準違反）で、下請負人は同法第 1 4 条第 1 項違反（無許可営業）及び同条第 1 5 項違反（受託禁止違反）でそれぞれ検挙されたことが警視庁からの情報提供により判明しています。

解体工事・建設工事に携わる皆さまにあっては、工事の下請負人が、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けずに産業廃棄物を運搬してはならないことはもとより、元請業者は請け負った建設工事（下請負人に行わせるものを含む。）に伴い生ずる廃棄物の処理について、排出事業者として自ら適正に処理を行い、又は廃棄物処理法に基づく委託基準に則って適正に委託しなければならないことについて、改めてご留意していただきたく、お願いいたします。

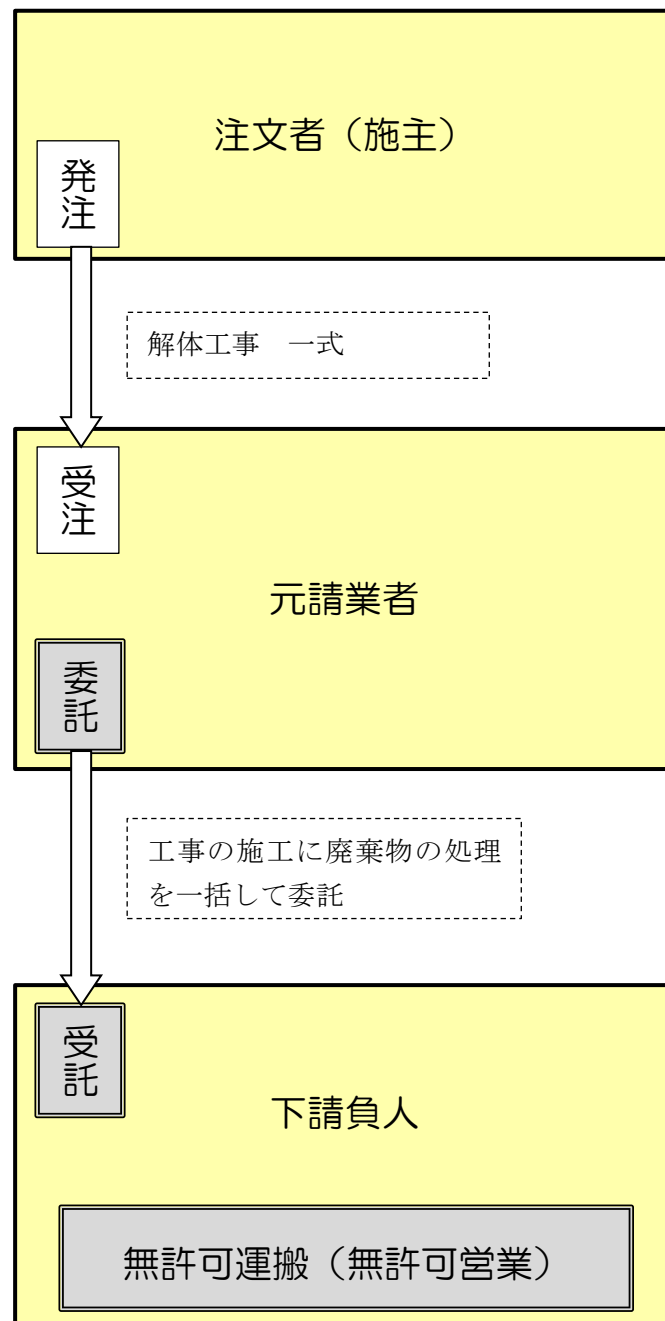
【問合せ先】

東京都環境局資源循環推進部

産業廃棄物対策課不法投棄対策担当

電話 0 3 - 5 3 8 8 - 3 4 4 6

本事案における産業廃棄物処理等の流れ



※  : 違反行為に該当